

伊藤ハム健康保険組合の扶養認定基準 (以下の①～③をすべて満たすこと)

- ① 年収が 130 万円 (60 歳以上又は障害厚生年金受給者は 180 万円) 未満で、かつ被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること。
- ② 主として被保険者の収入で生活していること。
- ③ 3 親等以内の親族であること。

★認定基準①について

年収が 130 万円未満 (60 歳未満で給与収入がある場合) とは、原則月収 108,334 円 (130 万円÷12 か月) 未満ですが、月々の収入が一定しない場合は、伊藤ハム健康保険組合では単月ではなく 3 か月の平均月収が 108,334 円未満かどうかで判断します。

■ 基準を満たす例

単位：円

月	収入	3 か月平均	
		平均額	対象月
4 月	110,000		
5 月	90,000		
6 月	120,000	106,666	4～6 月
7 月	110,000	106,666	5～7 月
8 月	80,000	103,333	6～8 月
9 月	100,000	96,666	7～9 月
10 月	130,000	103,333	8～10 月
11 月	90,000	106,666	9～11 月
12 月	100,000	106,666	10～12 月
1 月	130,000	106,666	11～1 月
2 月	70,000	100,000	12～2 月
3 月	120,000	106,666	1～3 月
計	1,250,000		

収入の 3 か月平均が、月収 108,334 円未満
※収入とは、諸手当 (通勤手当等)、賞与を含めた総収入額です。賞与は、支給対象月数で案分し、各支給対象月の給与に加算します。

毎月、3 か月平均の金額を算出します。

年収 130 万円未満

■ 基準を満たさない例

単位：円

月	収入	3 か月平均
		平均額
4 月	110,000	
5 月	100,000	
6 月	110,000	106,666
7 月	95,000	101,666
8 月	115,000	106,666
9 月	95,000	101,666
10 月	110,000	106,666
11 月	95,000	100,000
12 月	100,000	101,666
1 月	150,000	115,000
2 月	70,000	106,666
3 月	100,000	106,666
計	1,250,000	

基準を満たさない理由

3 か月の平均月収が 108,334 円以上になる月があり、その月から今後の年収見込み額を算出すると 130 万円を超えるため。

例) 115,000 円×12 か月=1,380,000 円

※所得税法上の年収対象期間 (1～12 月) とは違い、健康保険組合の認定基準における年収は今後の年収見込み額を随時算出して判断します。

扶養削除日→2 月 1 日

3 か月の平均月収が 108,334 円以上になった月の翌月 1 日となります。

扶養追加日→3 月 1 日

3 か月の平均月収が 108,334 円未満になった月の翌月 1 日となります。

★認定基準②について

被保険者以外にも扶養能力がある人 (配偶者や兄弟姉妹など) がいる場合は、その生計維持関係から見て収入の多い方に扶養されることとなっています。このような場合は、両者の収入比較のため「源泉徴収票」など収入状況を確認できる書類の提出が必要となります。

- 例 1) 共働きの夫婦が子供を扶養認定するケースで、配偶者が被保険者の扶養に入っていないとき
- 例 2) 両親を扶養認定するケースで、被保険者に兄弟姉妹がいるとき